

令和 8 年 2 月 2 5 日 招集

唐津市議会定例会提出議案

議 案 目 次

議案第 3 号	令和 8 年度唐津市一般会計予算	(別冊)
議案第 4 号	令和 8 年度唐津市国民健康保険特別会計予算	(別冊)
議案第 5 号	令和 8 年度唐津市後期高齢者医療特別会計予算	(別冊)
議案第 6 号	令和 8 年度唐津市介護保険特別会計予算	(別冊)
議案第 7 号	令和 8 年度唐津市国民宿舎特別会計予算	(別冊)
議案第 8 号	令和 8 年度唐津市水道事業会計予算	(別冊)
議案第 9 号	令和 8 年度唐津市工業用水道事業会計予算	(別冊)
議案第 10 号	令和 8 年度唐津市下水道事業会計予算	(別冊)
議案第 11 号	令和 8 年度唐津市市民病院きたはた事業会計予算	(別冊)
議案第 12 号	令和 8 年度唐津市モーターボート競走事業会計予算	(別冊)
議案第 13 号	市長の専決処分事項に関する条例の一部を改正する条例 制定について	1
議案第 14 号	唐津市職員定数条例の一部を改正する条例制定について	3
議案第 15 号	唐津市職員給与条例の一部を改正する条例制定について	5
議案第 16 号	唐津市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例 制定について	7
議案第 17 号	唐津市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正 する条例制定について	10
議案第 18 号	唐津市介護保険条例の一部を改正する条例制定について	12
議案第 19 号	唐津市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する 条例制定について	14
議案第 20 号	唐津市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一 部を改正する条例制定について	16
議案第 21 号	唐津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例制定について	20
議案第 22 号	唐津市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定 める条例制定について	22
議案第 23 号	唐津市企業立地の促進に関する条例制定について	37
議案第 24 号	唐津市市営住宅条例等の一部を改正する条例制定につい て	48

議案第 2 5 号	唐津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	5 1
議案第 2 6 号	唐津市学校給食費条例の一部を改正する条例制定について	5 3
議案第 2 7 号	唐津市監査委員の選任につき市議会の同意を求めることについて	5 5
議案第 2 8 号	唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて（その 1）	5 7
議案第 2 9 号	唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて（その 2）	5 9
議案第 3 0 号	唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて（その 3）	6 1
議案第 3 1 号	唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて（その 4）	6 3
議案第 3 2 号	唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて（その 5）	6 5
議案第 3 3 号	唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて（その 6）	6 7
議案第 3 4 号	唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて（その 7）	6 9
議案第 3 5 号	唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて（その 8）	7 1
議案第 3 6 号	唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて（その 9）	7 3
議案第 3 7 号	唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて（その 1 0）	7 5
議案第 3 8 号	唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて（その 1 1）	7 7
議案第 3 9 号	唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて（その 1 2）	7 9
議案第 4 0 号	唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて（その 1 3）	8 1
議案第 4 1 号	唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて（その 1 4）	8 3
議案第 4 2 号	唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて（その 1 5）	8 5
議案第 4 3 号	唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求め	

	ることについて（その16）	87
議案第44号	唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求め ることについて（その17）	89
議案第45号	唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求め ることについて（その18）	91
議案第46号	唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求め ることについて（その19）	93
議案第47号	人権擁護委員の候補者推薦につき市議会の意見を求める ことについて（その1）	95
議案第48号	人権擁護委員の候補者推薦につき市議会の意見を求める ことについて（その2）	97
議案第49号	新唐津市民会館（仮称）改築建築工事請負契約の変更に ついて	99
議案第50号	新唐津市民会館（仮称）改築空調換気設備工事請負契約 の変更について	100
議案第51号	新唐津市民会館（仮称）改築給排水衛生設備工事請負契 約の変更について	101
議案第52号	新唐津市民会館（仮称）改築電気設備工事請負契約の変 更について	102
議案第53号	新唐津市民会館（仮称）展示制作業務委託契約の変更に ついて	103
議案第54号	グランドピアノ一式購入契約締結について	104
議案第55号	唐津市過疎地域持続的発展計画の策定について	105
議案第56号	加唐島辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定につ いて	106
議案第57号	馬渡島辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更につ いて	109
議案第58号	小川島辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更につ いて	112
議案第59号	唐津市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定につい て	116
議案第60号	市道路線の廃止及び認定について	118
議案第61号	市営住宅等の明渡し請求その他調停申立て並びに訴訟の 提起及び和解について	121

議案第13号

市長の専決処分事項に関する条例の一部を改正する条例制定について
市長の専決処分事項に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する
ものとする。

令和8年2月25日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 地方自治法の一部改正に伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

市長の専決処分事項に関する条例の一部を改正する条例

市長の専決処分事項に関する条例（平成17年条例第9号）の一部を次のように改正する。

本則第2号中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

議案第 14 号

唐津市職員定数条例の一部を改正する条例制定について
唐津市職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 2 5 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 執行体制の見直し等に伴い職員定数を改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市職員定数条例の一部を改正する条例

唐津市職員定数条例（平成17年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「25人」を「23人」に、「16人」を「10人」に改め、同条第9号中「182人」を「190人」に改め、同条第11号中「25人」を「27人」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第15号

唐津市職員給与条例の一部を改正する条例制定について
唐津市職員給与条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和8年2月25日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 人事院勧告等を踏まえ、地域の実態に即した通勤手当への見直しを行うため改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市職員給与条例の一部を改正する条例

唐津市職員給与条例（平成17年条例第54号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に」を「その使用する自動車等の種類及びその使用距離を考慮して支給単位期間につき52,000円の範囲内において規則で」に改め、同号アからスまでを削り、同条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 第1項第3号に掲げる職員であって、自動車等の駐車のための施設等であって規則で定めるものを利用し、その利用に係る料金（以下この項において「駐車料金」という。）を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）には、前項第3号に定める額のほか、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車料金に相当する額として規則で定める額を通勤手当として支給する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第16号

唐津市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定について
唐津市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する
ものとする。

令和8年2月25日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 緊急消防援助隊派遣手当及び災害応急作業等手当の追加に伴い改正する
ものである。

唐津市条例第 号

唐津市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

唐津市職員特殊勤務手当支給条例（平成17年条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(11) 緊急消防援助隊派遣手当

(12) 災害応急作業等手当

別表に次のように加える。

緊急消防援助隊派遣手当	1日につき 1,080円 ただし、著しく危険であると認める区域で従事した場合にあっては 2,160円	消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項の緊急消防援助隊の出動隊で派遣職員として従事した消防職員
災害応急作業等手当	巡回監視 1日につき 480円	異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるものとして規則で定める現場において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害が発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況調査に従事した職員
	応急作業又は応急作業のための災害状況調査 1日につき 730円	
	1日につき 1,080円	災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村（本市を除く。）の区域におい

		て行う避難所運営、罹災証明に係る家屋調査その他市長が認める作業に従事した職員
--	--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の唐津市特殊勤務手当支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に従事した業務から適用し、同日前に従事した業務については、なお従前の例による。

議案第 17号

唐津市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定
について

唐津市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように
制定するものとする。

令和8年2月25日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 可燃ごみの取扱区分に指定容器特小を導入することに伴い改正するも
のである。

唐津市条例第 号

唐津市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

唐津市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年条例第176号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

指定容器 大	1袋につき	40円
指定容器 中	1袋につき	30円
指定容器 小	1袋につき	20円

」

を

「

指定容器 大	1袋につき	40円
指定容器 中	1袋につき	30円
指定容器 小	1袋につき	20円
指定容器 特小	1袋につき	10円

」

に改める。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

議案第 18 号

唐津市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
唐津市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 25 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 令和 8 年度分介護保険料の算定において、特例措置を行うため改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市介護保険条例の一部を改正する条例

唐津市介護保険条例（平成17年条例第168号）の一部を次のように改正する。
附則に次の1項を加える。

（令和8年度分保険料の減免の特例）

12 市長は、令和8年度分の保険料に限り、第11条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する者に対し、当該保険料を減免することができる。
この場合において、同条第2項の規定にかかわらず、同項の申請書の提出があったものとみなす。

- (1) 令和7年度分及び令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者
- (2) 介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第420号）の規定による保険料率の算定において、地方税法の規定による市町村民税が課されているとみなされる者

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第19号

唐津市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

唐津市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和8年2月25日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 地方自治法の一部改正に伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

唐津市病院事業の設置等に関する条例（平成17年条例第172号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

議案第20号

唐津市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する
条例制定について

唐津市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙
のように制定するものとする。

令和8年2月25日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 ひとり親家庭等の医療費助成の現物給付化等に伴い改正するものであ
る。

唐津市条例第 号

唐津市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する
条例

唐津市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成17年条例第131号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(8) 保険医療機関等 医療保険各法に基づく病院、診療所、薬局、指定訪問看護事業者及び医療保険各法の保険者又は共済組合が特に認めたものをいう。

第4条中「助成対象者が」を削り、同条第4号中「第2条の4第2項」を「第2条の4第2項第1号」に改める。

第5条を次のように改める。

（助成の額）

第5条 市長は、助成対象者が佐賀県内の保険医療機関等において助成対象者に係る保険給付を受けた場合は、保険医療機関等が保険者に請求する診療報酬明細書ごとに、1月につき、次に掲げる額を助成するものとする。ただし、助成対象者が薬局において保険給付を受けたときは、当該保険給付に係る一部負担金に相当する額の全額を助成するものとする。

(1) 入院 当該保険給付に係る一部負担金に相当する額から500円（その一部負担金に相当する額が500円に満たないときは、その額）を控除した額

(2) 入院外

ア 初回受診

当該保険給付に係る一部負担金に相当する額から500円（その一部負担金に相当する額が500円に満たないときは、その額）を控除した額

イ 2回目の受診以降

当該保険給付に係る一部負担金に相当する額の全額

2 助成対象者が保険給付につき一部負担金又は医療費の全額を負担した場合は、前項の規定により助成するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、医療保険各法による付加給付及びその他の法令等

の規定により国又は地方公共団体が負担する医療給付があるときは、当該一部負担金からその額を除いて算出するものとする。

第6条中「金の支給」を削る。

第7条及び第8条を次のように改める。

(受給資格証)

第7条 市長は、前条の規定により受給資格の認定を受けた助成対象者に対し、受給資格証を交付する。

2 前項の規定により受給資格証の交付を受けた助成対象者は、保険医療機関等において保険給付を受ける場合、当該保険医療機関等に受給資格証を提示しなければならない。

(助成の方法)

第8条 市長は、第5条第1項の医療費の助成を行う場合には、保険医療機関等の請求に基づき助成対象者に代わり助成すべき額を当該保険医療機関等に支払うものとする。

2 前項の規定による支払があったときは、当該助成対象者に対し助成を行ったものとみなす。

3 第5条第2項の助成は、助成対象者の申請に基づき行うものとする。

4 前項の申請は、助成に係る医療を受けた日の属する月の翌月から起算して1年以内に行わなければならない。

5 市長は、前2項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、当該審査のあった日から2月以内に助成すべき額を申請者に交付するものとする。ただし、申請者に交付することができないときは、市長が適当と認める者に交付するものとする。

第11条を第13条とし、第10条の次に次の2条を加える。

(高額療養費等の受領権)

第11条 市長は、第5条の規定による助成を行った場合、その助成額の限度において助成対象者が保険者に対して有する高額療養費及び高額介護合算療養費の受領権を取得するものとする。

(権利の譲渡の禁止)

第 1 2 条 この条例による医療費の助成を受ける権利は、他に譲り渡し、又は担保に供してはならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 1 1 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の唐津市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定（第 4 条の改正規定を除く。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第 21 号

唐津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例制定について

唐津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 2 5 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 国が定める乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例

唐津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第9条（見出しを含む。）並びに第10条の見出し及び同条第1項並びに第13条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第16条第6号中「乳児及び幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「並びに」を「その他の」に改める。

第18条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第20条第3項中「当該施設又は事業に係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第22条の次に次の1条を加える。

（設備及び職員の基準の特例）

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第26条後段を削る。

第27条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 22 号

唐津市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定
について

唐津市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のように
制定するものとする。

令和 8 年 2 月 25 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い特定乳児等通園支援事業の
運営に関する基準を定めるため制定するものである。

唐津市条例第 号

唐津市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第3条）

第2節 運営に関する基準（第4条—第32条）

第3章 雑則（第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行

い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることがで

きる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に

係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等

支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第 2 1 条 特定乳児等通園支援事業者は、第 3 条第 1 項の規定により定める 1 時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第 2 2 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第 1 2 条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第 2 3 条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第 1 2 条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第 2 4 条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第 2 5 条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。） 、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関す

る乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該

事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

(2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

(3) 第18条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられ

た当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法
(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合
にあつては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられ
たファイルにその旨を記録する方法)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するフ
ァイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出
力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとする
ときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対
し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方
法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するも
の

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給
付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない
旨の申出があつたときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定
する記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該乳児等
支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取
得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」と
あり、及び「書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」とい
う。)」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項に
おいて準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交
付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項
を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意
を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは

「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第23号

唐津市企業立地の促進に関する条例制定について
唐津市企業立地の促進に関する条例を別紙のように制定するものとする。

令和8年2月25日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 佐賀県企業立地の促進に関する条例の廃止に伴い唐津市企業立地促進
条例の全部を改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市企業立地の促進に関する条例

唐津市企業立地促進条例（平成19年条例第11号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、本市における企業の立地を促進し、地域経済の活性化、雇用の創出及び定住の促進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 製造業等 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業をいう。
- (2) ビジネス支援サービス業 インターネット付随サービス業その他の固定電気通信業（他に分類されない固定電気通信業を営む事業所をいう。）、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、機械設計業、商品検査業、非破壊検査業のほか規則に定めるものをいう。
- (3) 対象施設 製造業等又はビジネス支援サービス業の用に供する施設のうち、規則で定めるものをいう。
- (4) 新設 市内に対象施設を有しない者が新たに対象施設を市内に設置し、又は市内に対象施設を有する者が新たに異なる業種の対象施設を市内に設置することをいう。
- (5) 増設 市内に対象施設を有する者が同一業種の対象施設を新たに市内に設置し、又は既存の対象施設を拡充することをいう。
- (6) 立地 市内に対象施設を新設し、又は増設することをいう。
- (7) 特例措置 固定資産税の課税免除及び不均一課税に係る措置をいう。
- (8) 支援措置 第4条第1項各号及び第5条第1項各号に掲げる支援をいう。
- (9) 対象措置 特例措置及び支援措置をいう。
- (10) 特例対象者 本市と立地に係る協定を締結した者で、第6条の規定により指定を受けた者のうち、規則で定める特例対象者の要件を満たしたものをいう。
- (11) 奨励対象者 本市と立地に係る協定を締結した者で、第6条の規定により指

定を受けた者のうち、規則で定める奨励対象者の要件を満たしたものをいう。

(12) 投下固定資産 立地に伴い取得した対象施設の土地、建物及び償却資産をいう。

(13) 新規地元雇用者 立地に伴い新たに採用された者のうち規則で定めるものをいう。

(14) 配置転換者等 立地に伴い市外から市内の対象施設への配置転換又は新規雇用により新たに本市の住民となった者のうち規則で定めるものをいう。

(特例措置)

第3条 特例措置の内容は、特例対象者の投下固定資産に係る固定資産税について、立地後最初に課すべきこととなる年度以後引き続く5年度については課税を免除し、その翌年度以後引き続く5年度については唐津市税条例（平成17年条例第62号）第62条の規定にかかわらず、その税率を100分の0.7とする。

2 前項の規定にかかわらず、特例対象者が、他の条例の規定により、固定資産税の課税免除又は不均一課税の適用を受けることができるときは、当該適用を受けることができる固定資産税については、この条例の規定を適用しない。

(特例対象者に対する支援措置)

第4条 市長は、特例対象者に対し、予算の範囲内で次に掲げる支援措置を行うことができる。

(1) 雇用奨励金の交付

(2) 配置転換者等奨励金の交付

(3) 次のいずれかの補助金の交付

ア 工業用水道料金補助金

イ 水道料金補助金

ウ 緑地等整備補助金

2 前項の支援措置の内容は、別表第1に定めるとおりとする。

3 前2項の規定にかかわらず、第1条の目的を達成するために、市長が特に必要と認めるときは、予算の範囲内において別に定めることができる。

(奨励対象者に対する支援措置)

第5条 市長は、奨励対象者に対し、予算の範囲内で次に掲げる支援措置を行うことができる。

- (1) 立地奨励金の交付
- (2) 雇用奨励金の交付
- (3) 配置転換者等奨励金の交付
- (4) 利子補給金の交付
- (5) 設備費補助金の交付
- (6) 研修費補助金の交付
- (7) 建物賃料補助金の交付

2 前項の支援措置の内容は、別表第2に定めるとおりとする。

3 前2項の規定にかかわらず、第1条の目的を達成するために、市長が特に必要と認めるときは、予算の範囲内において別に定めることができる。

4 前3項の規定にかかわらず、第3条に規定する特例措置及び前条に規定する特例対象者に対する支援措置の適用を受けようとする者に対しては、この条の規定を適用しない。

(指定)

第6条 対象措置の適用を受けようとする者は、規則で定めるところにより申請書を提出し、市長の指定を受けなければならない。

(履行の義務)

第7条 対象措置を受けようとする特例対象者又は奨励対象者（以下「対象者」という。）は、市税その他の徴収金の納付義務を完全に履行していなければならない。

(申請)

第8条 対象措置を受けようとする対象者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

(変更等の届出)

第9条 対象措置の決定を受けた対象者は、前条の規定による申請の内容に変更等が生じたときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(指定の承継)

第10条 相続、譲渡、合併その他の事由により第6条の規定による指定を受けた者に変更が生じたときは、承継者は、直ちに承継の事実を証する書類を添えて市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出の内容を審査し、当該事業が継続されると認められる場合においては、承継者に対し被承継者の残存対象措置を行うことができる。

(対象措置の取消し等)

第11条 市長は、対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、対象措置の取消し、奨励金等の返還その他の必要な措置を採ることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、対象措置を受けようとし、又は受けたとき。
- (2) 対象施設を当該事業以外の用途に供したとき。
- (3) 事業を廃止し、若しくは休止したとき、又は事業が廃止若しくは休止の状況にあると認められるとき。
- (4) この条例の規定に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(帳簿等の閲覧)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、関係者に対し帳簿等の閲覧を求め、又は必要な報告を徴することができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(唐津市条例の廃止に関する条例の一部改正)
- 2 唐津市条例の廃止に関する条例(平成17年条例第352号)の一部を次のように改正する。

本則に次の1号を加える。

(171) 唐津市企業立地促進特区指定に係る奨励に関する条例（平成18年条例第62号）

（経過措置）

- 3 この条例の施行の日の前日までに改正前の唐津市企業立地促進条例及び廃止前の唐津市企業立地促進特区指定に係る奨励に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

別表第 1 (第 4 条関係)

支援措置の種類	対象業種	対象経費及び交付額	対象期間	限度額
雇用奨励金の交付	製造業等 ビジネス支 援サービス 業	新規地元雇用者の数 に 50 万円を乗じて 得た額	立地につき 1 回限り	規則で定 める額
配置転換者等奨 励金の交付		配置転換者等の数に 50 万円を乗じて得 た額	立地につき 1 回限り	規則で定 める額
工業用水道料金 補助金		対象事業の用に供す るため使用し、納付 した工業用水道料金 相当額	工業用水道 料金の納付 義務が発生 した月から 起算して 3 年間	なし
水道料金補助金		対象事業の用に供す るため使用し、納付 した水道料金の 2 分 の 1 相当額	水道料金の 納付義務が 発生した月 から起算し て 3 年間	なし
緑地等整備補助 金		初期投資時における 工場立地法施行規則 (昭和 49 年大蔵省 ・厚生省・農林省・ 通商産業省・運輸省 令第 1 号) 第 3 条に 規定する緑地及び同 規則第 4 条に規定す	立地につき 1 回限り	規則で定 める額

	る緑地以外の環境施設の整備に要する費用に2分の1を乗じて得た額（千円未満切捨て）	
--	--	--

別表第2（第5条関係）

支援措置の種類	対象業種	対象経費及び交付額	対象期間	限度額
立地奨励金の交付	製造業等	納付した投下固定資産に係る固定資産税相当額	立地後最初に固定資産税を課すこととなる年度から3年間	なし
	ビジネス支援サービス業	納付した立地に伴う操業開始の日から2年を経過した日までに取得した設備機器に係る固定資産税相当額	立地後最初に固定資産税を課すこととなる年度から3年間	なし
雇用奨励金の交付	製造業等 ビジネス支援サービス業	新規地元雇用者の数に50万円を乗じて得た額	立地につき1回限り	規則で定める額
配置転換者等奨励金の交付	ビジネス業	配置転換者等の数に50万円を乗じて得た額	立地につき1回限り	規則で定める額
利子補給金の交付	製造業等	投下固定資産の取得のために金融機関から借り入れた資金に対する利子の利率年1%の部分に相当する額（利率が1%未満の場合は、当該利率の部分に相当する額）	対象経費を最初に支払うこととされた日から7年間	規則で定める額

	ビジネス 支援サー ビス業	立地に伴い設備機器 取得のために金融機 関から借り入れた資 金に対する利子（設 備費補助金の交付を 受ける場合は、当該 資金から設備費補助 金の額を差し引いた 額の利子）の利率年 1%の部分に相当す る額（利率が1%未 満の場合は、当該利 率の部分に相当する 額）	対象経費を最初 に支払うことと された日から7 年間	規則で 定める 額
設備費補助金の 交付	ビジネス 支援サー ビス業	立地に伴う操業開始 の日から2年を経過 した日までの設備機 器の取得又は賃借に 要した経費の2分の 1相当額	立地につき1回 限り	規則で 定める 額
研修費補助金の 交付		新規地元雇用者に対 する研修に要した経 費の2分の1相当額	立地につき1回 限り	規則で 定める 額
建物賃料補助金 の交付		本来業務の用に供す る建物賃料（共益費 等の附属費用を除 く。）の2分の1相	操業開始の日か ら2年間	なし

	当額（市以外から補助金の交付を受ける場合は、対象経費から当該補助金額を差し引いた額の2分の1相当額）	
--	--	--

議案第 24 号

唐津市市営住宅条例等の一部を改正する条例制定について
唐津市市営住宅条例等の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 8 年 2 月 25 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 市営住宅等の一部用途廃止に伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市市営住宅条例等の一部を改正する条例

(唐津市市営住宅条例の一部改正)

第1条 唐津市市営住宅条例（平成17年条例第257号）の一部を次のように改正する。

別表高倉市営住宅の項及び天徳市営住宅の項を削る。

(唐津市改良住宅条例の一部改正)

第2条 唐津市改良住宅条例（平成17年条例第259号）の一部を次のように改正する。

別表第1地区施設の部立園共同作業場の項を削る。

別表第3中

「

昭和47	立園集会所	鉄骨造平屋建	126.00 m ²	無料
昭和47	立園共同作業場	鉄骨造平屋建	337.08 m ²	13,200 円

」

を

「

昭和47	立園集会所	鉄骨造平屋建	126.00 m ²	無料
------	-------	--------	--------------------------	----

」

に改める。

(唐津市特定目的住宅条例の一部改正)

第3条 唐津市特定目的住宅条例（平成18年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、独居老人、母子家庭」を削る。

第2条第1号中「、独居老人、母子家庭」を削る。

第5条中第6号を削り、第7号を第6号とする。

別表第1老人母子等住宅の項を削る。

別表第2中2の表を削り、3の表を2の表とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第25号

唐津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について
唐津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和8年2月25日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

唐津市消防団員等公務災害補償条例（平成17年条例第337号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に改め、同号ただし書中「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「100円」を「433円」に改め、「第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を」を削り、「第3号から第6号まで」を「第2号から第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中「12,900円」を「13,340円」に、「13,700円」を「14,170円」に、「14,500円」を「15,000円」に、「11,300円」を「11,670円」に、「12,100円」を「12,500円」に、「9,700円」を「10,000円」に、「10,500円」を「10,840円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の唐津市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた唐津市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第26号

唐津市学校給食費条例の一部を改正する条例制定について
唐津市学校給食費条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和8年2月25日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 国が実施する学校給食費の負担軽減策の制度化にあわせて改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市学校給食費条例の一部を改正する条例

唐津市学校給食費条例（令和5年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条中「学校給食費負担者」の次に「（前条の規定により学校給食費を徴収しないとされる者を除く。）」を加え、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（学校給食費の無償化）

第4条 前条の規定にかかわらず、第2条第4号に規定する児童又は生徒の保護者等（規則で定める学校給食費に関する給付を受けている保護者等を除く。）については、学校給食費を徴収しない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の唐津市学校給食費条例の規定は、この条例の施行の日以後に実施する学校給食に係る学校給食費について適用し、同日前に実施する学校給食に係る学校給食費については、なお従前の例による。

議案第27号

唐津市監査委員の選任につき市議会の同意を求めることについて
次の者を唐津市監査委員に選任することにつき市議会の同意を求める。

令和8年2月25日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所



氏 名 井 上 成 明

生年月日



提案理由 地方自治法第196条第1項の規定により市議会の同意を求めるものである。

いの うえ なり あき
井 上 成 明

略

[Redacted]

昭和56年4月

[Redacted]

[Redacted]

歴

[Redacted]

福岡国税局入局（令和5年7月退職）

[Redacted]

[Redacted]

議案第28号

唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて（その1）

次の者を唐津市農業委員会委員に任命することにつき市議会の同意を求める。

令和8年2月25日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所



氏 名 岩 永 好 彦

生年月日



提案理由 農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により市議会の同意を求めるものである。

いわ なが よし ひこ
岩 永 好 彦

略

[Redacted]

令和 2 年 4 月

[Redacted]

[Redacted]

歴

[Redacted]

唐津市農地利用最適化推進委員（現在に至る）

[Redacted]

[Redacted]

議案第29号

唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて（その2）

次の者を唐津市農業委員会委員に任命することにつき市議会の同意を求める。

令和8年2月25日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所



氏 名

曲 淵 俊 之

生年月日



提案理由 農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により市議会の同意を求めるものである。

まがり ふち とし ゆき
曲 淵 俊 之



略

歴



令和 5 年 4 月

唐津市農業委員会委員（現在に至る）



議案第30号

唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて（その3）

次の者を唐津市農業委員会委員に任命することにつき市議会の同意を求める。

令和8年2月25日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所



氏 名 末 武 久 門

生年月日



提案理由 農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により市議会の同意を求めるものである。

すえ たけ ひさ と
末 武 久 門

略

[Redacted]

令和 5 年 4 月

歴

[Redacted]

[Redacted]

唐津市農地利用最適化推進委員（現在に至る）

議案第 31 号

唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて（その 4）

次の者を唐津市農業委員会委員に任命することにつき市議会の同意を求める。

令和 8 年 2 月 25 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所



氏 名 稲 毛 勢 樹

生年月日



提案理由 農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により市議会の同意を求めるものである。

いな げ せい き
稲 毛 勢 樹

略

[Redacted]

令和5年4月

歴

[Redacted]

[Redacted]

唐津市農地利用最適化推進委員（現在に至る）

議案第 3 2 号

唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて（その5）

次の者を唐津市農業委員会委員に任命することにつき市議会の同意を求める。

令和8年2月25日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所



氏 名

谷 口 紀 一 郎

生年月日



提案理由 農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により市議会の同意を求めるものである。

たに ぐち き いち ろう
谷 口 紀 一 郎

略

[Redacted]

[Redacted]

平成 3 1 年 4 月

[Redacted]

令和 5 年 4 月

歴

[Redacted]

[Redacted]

唐津市原駐在員（令和 2 年 3 月まで）

[Redacted]

唐津市農地利用最適化推進委員（現在に至る）

議案第 33 号

唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて（その 6）

次の者を唐津市農業委員会委員に任命することにつき市議会の同意を求める。

令和 8 年 2 月 25 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所



氏 名 古 賀 由 紹

生年月日



提案理由 農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により市議会の同意を求めるものである。

こ が よし つぐ
古 賀 由 紹

略

歴

昭和 54 年 4 月

佐賀県に奉職

平成 20 年 4 月

佐賀県生産振興部畜産課長

平成 22 年 4 月

佐賀県武雄農林事務所長

平成 26 年 9 月

佐賀県杵藤農林事務所長

平成 29 年 3 月

佐賀県を退職

令和 5 年 4 月

唐津市農業委員会委員（現在に至る）

議案第 34 号

唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて（その 7）

次の者を唐津市農業委員会委員に任命することにつき市議会の同意を求める。

令和 8 年 2 月 25 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所



氏 名 中 山 政 俊

生年月日



提案理由 農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により市議会の同意を求めるものである。

なか やま まさ とし
中山 政 俊

略

歴

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

令和 2 年 4 月

唐津市農地利用最適化推進委員（令和 5 年 4 月まで）

令和 5 年 4 月

唐津市農業委員会委員（現在に至る）

議案第 35 号

唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて（その 8）

次の者を唐津市農業委員会委員に任命することにつき市議会の同意を求める。

令和 8 年 2 月 25 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所



氏 名 吉 田 孝 好

生年月日



提案理由 農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により市議会の同意を求めるものである。

よし だ たか よし
吉 田 孝 好



略



歴



議案第36号

唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて（その9）

次の者を唐津市農業委員会委員に任命することにつき市議会の同意を求める。

令和8年2月25日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所



氏 名 河 上 和 則

生年月日



提案理由 農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により市議会の同意を求めるものである。

かわ かみ かず のり
河 上 和 則

略

[Redacted]

令和5年4月

歴

[Redacted]

唐津市農業委員会委員（現在に至る）

やま ぐち まさ のり
山 口 正 則

略

[Redacted]

令和 5 年 4 月

[Redacted]

歴

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

唐津市農業委員会委員（現在に至る）

[Redacted]

議案第 38 号

唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて（その 11）

次の者を唐津市農業委員会委員に任命することにつき市議会の同意を求める。

令和 8 年 2 月 25 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所



氏 名 堀 田 泰 夫

生年月日



提案理由 農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により市議会の同意を求めるものである。

ほつ た やす お
堀 田 泰 夫



略

歴



議案第 39 号

唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて（その 12）

次の者を唐津市農業委員会委員に任命することにつき市議会の同意を求める。

令和 8 年 2 月 25 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所



氏 名 梅 野 一 也

生年月日



提案理由 農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により市議会の同意を求めるものである。

うめ の かず や
梅 野 一 也

略	歴
[REDACTED]	[REDACTED]
昭和 55 年 4 月	北波多村に奉職
平成 16 年 4 月	北波多村会計課会計係長
平成 17 年 1 月	唐津市会計分室（北波多支所）審査出納係長
平成 20 年 4 月	唐津市北波多支所地域振興課地域振興係長
[REDACTED]	[REDACTED]
平成 21 年 4 月	唐津市北波多支所総合支援課産業振興係長
平成 22 年 4 月	唐津市北波多支所産業課産業振興係長
平成 24 年 4 月	唐津市会計課副課長
平成 26 年 4 月	唐津市市民部保険年金課付参事（佐賀県後期高齢者医療広域連合派遣）
[REDACTED]	[REDACTED]
平成 29 年 4 月	唐津市北波多市民センター長
平成 31 年 4 月	唐津市市民部清掃センター整備室清掃センター整備係主幹
令和 2 年 3 月	唐津市を退職
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]

議案第40号

唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて（その13）

次の者を唐津市農業委員会委員に任命することにつき市議会の同意を求める。

令和8年2月25日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所



氏 名 小 林 弘 幸

生年月日



提案理由 農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により市議会の同意を求めるものである。

議案第40号参考資料

こ ばやし ひろ ゆき
小 林 弘 幸

略

平成31年4月

令和5年4月

歴

唐津市野田駐在員（令和2年3月まで）

唐津市農地利用最適化推進委員（現在に至る）

議案第 4 1 号

唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて（その 1 4）

次の者を唐津市農業委員会委員に任命することにつき市議会の同意を求める。

令和 8 年 2 月 2 5 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所

[REDACTED]

氏 名

阿 部 太

生年月日

[REDACTED]

提案理由 農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により市議会の同意を求めるものである。

議案第41号参考資料

あ べ ふとし
阿 部 太

略

歴

平成25年4月

平成26年4月

令和2年4月

唐津市滝川駐在員（平成27年3月まで）

唐津市農業委員会委員（現在に至る）

唐津市農業委員会副会長（現在に至る）

議案第 4 2 号

唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて（その 1 5）

次の者を唐津市農業委員会委員に任命することにつき市議会の同意を求める。

令和 8 年 2 月 2 5 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所



氏 名 能 隅 良 子

生年月日



提案理由 農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により市議会の同意を求めるものである。

議案第42号参考資料

のう ずみ よし こ
能 隅 良 子

略

[Redacted]

令和5年4月

歴

[Redacted]

[Redacted]

唐津市農業委員会委員（現在に至る）

議案第43号

唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて（その16）

次の者を唐津市農業委員会委員に任命することにつき市議会の同意を求める。

令和8年2月25日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所



氏 名 打 越 映 子

生年月日



提案理由 農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により市議会の同意を求めるものである。

うち こし えい こ
打 越 映 子



略



歴



議案第 4 4 号

唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて（その 1 7）

次の者を唐津市農業委員会委員に任命することにつき市議会の同意を求める。

令和 8 年 2 月 2 5 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所



氏 名 平 河 辰 幸

生年月日



提案理由 農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により市議会の同意を求めるものである。

議案第44号参考資料

ひら かわ たつ ゆき
平 河 辰 幸



略



歴



議案第45号

唐津市農業委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて（その18）

次の者を唐津市農業委員会委員に任命することにつき市議会の同意を求める。

令和8年2月25日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所



氏 名 平 田 菊 典

生年月日



提案理由 農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により市議会の同意を求めるものである。

ひら た きく のり
平 田 菊 典

略

[Redacted]

[Redacted]

平成27年4月

[Redacted]

令和5年4月

歴

[Redacted]

[Redacted]

唐津市塩鶴駐在員（平成29年3月まで）

[Redacted]

唐津市農業委員会委員（現在に至る）

議案第46号参考資料

ふる たち しょう いち
古 館 正 一

略

歴

令和5年4月

唐津市農地利用最適化推進委員（現在に至る）

議案第 47 号

人権擁護委員の候補者推薦につき市議会の意見を求めることについて

(その 1)

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することにつき市議会の意見を求める。

令和 8 年 2 月 25 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所



氏 名

松 岡 宗 鶴

生年月日



提案理由 人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により市議会の意見を求めるものである。

議案第47号参考資料

まつ おか そう かく
松 岡 宗 鶴



略



歴



議案第48号

人権擁護委員の候補者推薦につき市議会の意見を求めることについて

(その2)

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することにつき市議会の意見を求める。

令和8年2月25日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所

[REDACTED]

氏 名

井 上 美 由 樹

生年月日

[REDACTED]

提案理由 人権擁護委員法第6条第3項の規定により市議会の意見を求めるものである。

いの うえ み ゆ き
井 上 美 由 樹

略	歴
昭和62年4月	佐賀県に奉職（呼子町立呼子中学校教諭）
平成6年4月	肥前町立納所小学校教諭
平成14年4月	肥前町立入野小学校星賀分校教諭
平成16年4月	玄海町立牟形小学校教諭
平成22年4月	唐津市立呼子小学校教諭
平成27年3月	佐賀県を退職
平成29年7月	人権擁護委員（現在に至る）
平成30年4月	唐津市青少年支援センター継続相談員（平成31年3月まで）
令和2年4月	唐津市青少年支援センター継続相談員（令和7年3月まで）

議案第49号

新唐津市民会館（仮称）改築建築工事請負契約の変更について
新唐津市民会館（仮称）改築建築工事請負契約の一部を次のとおり変更する。

令和8年2月25日 提出

唐津市長 峰 達 郎

議決年月日 及び議案番号	内 容		
	事項名	変 更 後	変 更 前
令和6年9月2日 議案第86号	契約金額	金 7,195,480,600 円	金 6,792,500,000 円

提案理由 新唐津市民会館（仮称）改築工事の工期延長等に伴い、契約金額を変更する必要があるため提案するものである。

議案第50号

新唐津市民会館（仮称）改築空調換気設備工事請負契約の変更について

新唐津市民会館（仮称）改築空調換気設備工事請負契約の一部を次のとおり変更する。

令和8年2月25日 提出

唐津市長 峰 達 郎

議決年月日 及び議案番号	内 容		
	事項名	変 更 後	変 更 前
令和6年9月2日 議案第87号	契約金額	金 1,633,112,800 円	金 1,452,000,000 円

提案理由 新唐津市民会館（仮称）改築工事の工期延長等に伴い、契約金額を変更する必要があるため提案するものである。

議案第51号

新唐津市民会館（仮称）改築給排水衛生設備工事請負契約の変更に
ついて

新唐津市民会館（仮称）改築給排水衛生設備工事請負契約の一部を次のとおり変更する。

令和8年2月25日 提出

唐津市長 峰 達 郎

議決年月日 及び議案番号	内 容		
	事項名	変 更 後	変 更 前
令和6年9月2日 議案第88号	契約金額	金 721,146,800 円	金 669,900,000 円

提案理由 新唐津市民会館（仮称）改築工事の工期延長等に伴い、契約金額を変更する必要があるため提案するものである。

議案第52号

新唐津市民会館（仮称）改築電気設備工事請負契約の変更について
新唐津市民会館（仮称）改築電気設備工事請負契約の一部を次のとおり変更する。

令和8年2月25日 提出

唐津市長 峰 達 郎

議決年月日 及び議案番号	内 容		
	事項名	変 更 後	変 更 前
令和6年9月2日 議案第89号	契約金額	金 1,634,592,300 円	金 1,364,000,000 円

提案理由 新唐津市民会館（仮称）改築工事の工期延長等に伴い、契約金額を変更する必要があるため提案するものである。

議案第53号

新唐津市民会館（仮称）展示制作業務委託契約の変更について
新唐津市民会館（仮称）展示制作業務委託契約の一部を次のとおり変更する。

令和8年2月25日 提出

唐津市長 峰 達 郎

議決年月日 及び議案番号	内 容		
	事項名	変 更 後	変 更 前
令和6年12月23日 議案第142号	契約金額	金 401,441,700 円	金 374,000,000 円

提案理由 新唐津市民会館（仮称）改築工事の工期延長に伴い、契約金額を変更
する必要があるため提案するものである。

議案第54号

グランドピアノ一式購入契約締結について

グランドピアノ一式購入契約を次のとおり締結するものとする。

令和8年2月25日 提出

唐津市長 峰 達 郎

- 1 契約の目的 グランドピアノ一式購入
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 金39,693,280円
- 4 契約の相手方 東京都八王子市元横山町一丁目12番6号
株式会社ベヒシュタイン・ジャパン
代表取締役社長 加藤 正 人

提案理由 地方自治法第96条第1項第8号及び唐津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものである。

議案第 55 号

唐津市過疎地域持続的発展計画の策定について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 1 項の規定により、唐津市過疎地域持続的発展計画を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 25 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

唐津市過疎地域持続的発展計画 別冊

提案理由 過疎地域の総合的かつ計画的な対策を図るため定めるものである。

議案第 56 号

加唐島辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条の規定により、加唐島辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 25 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 加唐島辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的整備を図るため定めるものである。

総合整備計画書

佐賀県唐津市鎮西町加唐島辺地

(辺地の人口103人 面積2.8km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

佐賀県唐津市鎮西町加唐島

(2) 地域の中心の位置

佐賀県唐津市鎮西町加唐島708番2

(3) 辺地度点数

168点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本辺地は、唐津市の北西部に位置する離島で、呼子港から7キロメートル、渡船で約20分を要する半農半漁の離島である。本島の北側には椿の群生が見られ、韓国百済の第25代王「武寧王」の生誕伝承を元に島おこしがすすめられている歴史と自然豊かな島である。

加唐島の公共的施設については、その整備が行われているが、他の地域と比較して住民の生活文化水準が低いため、その格差を是正し、もって住民の福祉の向上を図る必要がある。

(1) 医療施設等設備整備事業

超音波診断装置は超音波を使用して体内を調べる装置で、加唐島診療所で現在使用しているデジタル超音波診断装置は平成27年3月23日に購入したもので老朽化による故障等を繰り返しており、安定した医療の提供が困難である状況のため、機器を更新し住民への安定した医療提供体制の確保を図るものである。

(2) 教員宿舎管理費

加唐島地区甲号宿舎は平成2年に、新加唐島地区宿舎は平成21年に建築し、教職員の定住促進に寄与してきたが、老朽化や塩害による劣化が発生しているため、ドアの改修や照明灯のLED化工事を実施することにより、教職員宿舎の住環境の向上を図るものである。

3 公共的施設の整備計画

令和8年度 1年間

(単位：千円)

区 分		事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策 事業債の 予 定 額	備 考
			特定 財源	一般 財源		
施 設 名	事業主体名					
医療施設等設備整備事業	唐津市	6,600	3,300	3,300	3,300	
教員宿舎管理費	唐津市	5,301	0	5,301	5,300	
計		11,901	3,300	8,601	8,600	

議案第 57 号

馬渡島辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条の規定により、馬渡島辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のように変更するものとする。

令和 8 年 2 月 25 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 馬渡島辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的整備を図るため変更するものである。

総合整備計画書（第2次変更）

佐賀県唐津市鎮西町馬渡島辺地

（辺地の人口247人 面積4.2km²）

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

佐賀県唐津市鎮西町馬渡島

(2) 地域の中心の位置

佐賀県唐津市鎮西町馬渡島28番

(3) 辺地度点数

169点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本辺地は、唐津市の北西部に位置する離島で、名護屋港から12.6キロメートルの距離にあり、渡船で30分を要する半農半漁の孤島である。また、佐賀県一大きい島で、ブッポウソウ、エゾムシクイ、キジ等の野鳥及び野生のヤギが生息するほか、島固有の草花等を有する自然豊かな島である。

馬渡島の公共的施設については、その整備が行われているが、他の地域と比較して住民の生活文化水準が低いため、その格差を是正し、もって住民の福祉の向上を図る必要がある。

(1) 漁業集落排水長寿命化事業

馬渡島地区の漁業集落排水施設は、平成12年に供用開始して以来、地区の水域環境及び生活環境の改善に寄与してきたが、経年劣化による老朽化が著しく、また、機器の耐用年数が超過し、機能低下が著しい状況であるため、集落排水施設の更新を行い、生活衛生の向上を図るものである。

(2) 馬渡島航路浮棧橋長寿命化事業

馬渡島航路浮棧橋は、平成24年に整備して以来13年間、島と本土を結ぶ

唯一の交通機関である離島航路の渡船施設として、島民の生活に寄与してきたが、経年劣化による老朽化が著しい。

特に係留のためのチェーンは腐食が著しい状況であり、浮棧橋長寿命化のために更新を行うことで、島民の生活維持を図るものである。

(3) 教員宿舎管理費

馬渡地区丙号宿舎は昭和51年に建築、馬渡島地区甲号宿舎は昭和60年及び平成12年に建築、新馬渡地区宿舎は平成21年に建築し、教職員の定住促進に寄与してきたが、老朽化や塩害による劣化が著しい。

水道管の改修や照明灯のLED化工事を実施することにより、教職員宿舎の住環境の向上を図るものである。

3 公共的施設の整備計画

令和5年度から令和10年度までの6年間

(単位：千円)

区 分		事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策 事業債の 予 定 額	備 考	
			特定 財源	一般 財源			
施 設 名	事業主体名						
変更前	漁業集落排水長 寿命化事業	唐津市	31,777	14,577	17,200	8,600	令和5年度から 令和8年度まで
	馬渡島航路浮浅 橋長寿命化事業	唐津市	8,415	0	8,415	8,400	令和7年度
	計		40,192	14,577	25,615	17,000	
変更後	漁業集落排水長 寿命化事業	唐津市	31,777	14,577	17,200	8,600	令和5年度から 令和8年度まで
	馬渡島航路浮浅 橋長寿命化事業	唐津市	8,415	0	8,415	8,400	令和7年度
	教員宿舎管理費	唐津市	11,336	0	11,336	11,300	令和8年度から 令和10年度まで
	計		51,528	14,577	36,951	28,300	

議案第 58 号

小川島辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条の規定により、小川島辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のように変更するものとする。

令和 8 年 2 月 25 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 小川島辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的整備を図るため変更
するものである。

総合整備計画書（第3次変更）

佐賀県唐津市呼子町小川島辺地

（辺地の人口274人 面積0.9km²）

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

佐賀県唐津市呼子町小川島

(2) 地域の中心の位置

佐賀県唐津市呼子町小川島36番5

(3) 辺地度点数

164点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本辺地は、唐津市の北西部に位置する離島で、呼子港から6.8キロメートルの距離にあり、渡船で約20分を要する半農半漁の孤島である。また、江戸時代は捕鯨の基地として栄えたが、現在はイカ漁に移行している。

小川島の公共的施設については、その整備が行われているが、他の地域と比較して住民の生活文化水準が低いため、その格差を是正し、もって住民の福祉の向上を図る必要がある。

(1) 小川島教職員宿舎改修事業

小川島教職員宿舎（北宿舎）は、昭和55年に建設し、教職員の定住促進に寄与してきたが、老朽化や塩害による劣化が発生し、改修が必要となっているため、教職員宿舎の改修を実施することにより、教職員宿舎の住環境の向上を図るものである。

(2) 医療施設等設備整備事業

小川島診療所は、昭和56年に開設して以来、島民の健康維持に寄与するため、随時医療設備の更新や新規医療機器の導入を行ってきた。

今回導入予定の医療機器については、いずれも地域医療に必要不可欠なものであり、離島医療を充実し、島民の生活の安全を確保するため早急に導入し、整備を図る必要があるものである。

ア 自動分割分包機の更新

自動分割分包機は、平成22年度に購入したもので、老朽化による故障等を繰り返している。患者に薬を渡すまでに時間がかかり、日常業務に支障を来していることから機器を更新するものである。

イ 内視鏡洗浄消毒装置の更新

内視鏡洗浄消毒装置は、内視鏡の施術機会の増大とともに、使用頻度が増加している機器であるが、平成23年度に購入したもので、消毒機能が追いつかず、日常業務に支障を来していることから機器を更新するものである。

ウ デジタル超音波診断装置の更新

デジタル超音波診断装置は、平成23年度に購入したもので、老朽化のため抽出能力に限界があり、疾病の早期発見、病態評価や経過観察ができにくい状態である。島民の高齢化及び定期的に本土の医療機関を容易に受診できない地理的条件などを考慮し、対策を講ずる必要があるため更新するものである。

(3) 漁業集落排水長寿命化事業

小川島地区の漁業集落排水施設は、平成16年に供用開始して以来、地区の水域環境及び生活環境の改善に寄与してきたが、経年劣化による老朽化が著しく、また、機器の耐用年数が超過し、機能低下が著しい状況であるため、集落排水施設の更新を行い、生活衛生の向上を図るものである。

(4) 教員宿舎管理費

小川島教職員宿舎は、北宿舎が昭和55年に建築、南宿舎が昭和56年に建築され、教職員の定住促進に寄与してきたが、老朽化や塩害による劣化が発生しているため、改修や照明灯のLED化工事を実施することにより、教職員宿舎の住環境の向上を図るものである。

3 公共的施設の整備計画

令和5年度から令和9年度までの5年間

(単位：千円)

区 分		事業費	財 源 内 訳		一般財源 のうち 辺地対策 事業債の 予 定 額	備 考	
			特定 財源	一般 財源			
施 設 名	事業主体名						
変 更 前	小川島教職員 宿舎改修事業	唐津市	620	0	620	600	令和5年度
	医療施設等設 備整備事業	唐津市	10,589	5,294	5,295	5,100	令和6年度から 令和7年度まで
	漁業集落排水 長寿命化事業	唐津市	67,069	31,610	35,459	17,500	令和6年度から 令和9年度まで
計			78,278	36,904	41,374	23,200	
変 更 後	小川島教職員 宿舎改修事業	唐津市	620	0	620	600	令和5年度
	医療施設等設 備整備事業	唐津市	10,589	5,294	5,295	5,100	令和6年度から 令和7年度まで
	漁業集落排水 長寿命化事業	唐津市	67,069	31,610	35,459	17,500	令和6年度から 令和9年度まで
	教員宿舎管理 費	唐津市	6,982	0	6,982	6,900	令和8年度から 令和9年度まで
計			85,260	36,904	48,356	30,100	

議案第59号

唐津市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について
次のとおり唐津市の特定の事務を取り扱わせる郵便局を指定する。

令和8年2月25日 提出

唐津市長 峰 達 郎

1 指定する郵便局の名称

唐津鏡郵便局 佐志郵便局 岩屋郵便局 納所郵便局 星賀郵便局 山本郵便局 馬渡島郵便局 湊郵便局 切木郵便局 打上郵便局
--

2 郵便局に取り扱わせる事務

- (1) 戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍記載事項証明書、除籍謄本、除籍抄本及び除籍記載事項証明書（戸籍及び除籍の全部事項証明書、個人事項証明書及び一部事項証明書）の交付（当該戸籍等に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び引渡しに関する事務
- (2) 住民票の写し及び住民票記載事項証明書の交付（当該住民票に記載されている者に対するもの又は同一世帯に属する者に限る。）の請求の受付及び引渡しに関する事務
- (3) 戸籍の附票の写しの交付（当該戸籍の附票に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び引渡しに関する事務
- (4) 印鑑登録証明書の交付（当該印鑑登録証明書に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び引渡しに関する事務
- (5) 所得証明書、課税証明書及び所得課税証明書の交付（当該証明書に記載されている者に対するもの又は同一世帯の親族に限る。）の請求の受付及び引渡しに関する事務

3 指定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

提案理由 唐津市の特定の事務を取り扱わせる郵便局を指定したいので、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第3項の規定により提案するものである。

議案第60号

市道路線の廃止及び認定について

次のとおり市道の路線を廃止及び認定するものとする。

令和8年2月25日 提出

唐津市長 峰 達 郎

1 廃止する市道路線

整理号	路線名	起 点 終 点 地 名	参 考 資 料 番 号
1	高尾団地線	呼子町呼子字高尾3644番4地先 呼子町呼子字高尾3483番地先	1
2	高尾団地線 (2)	呼子町呼子字坊山3423番地先 呼子町呼子字坊山3376番1地先	1
3	東山本十二号線	山本字日出来449番10地先 山本字日出来401番26地先	2
4	笹原～中島線	巖木町中島字深町918番4地先 巖木町牧瀬字一卜踊88番12地先	3
5	持安2号線	浜玉町横田上字持安747番1地先 浜玉町横田上字持安751番1地先	4
6	大江～横田上線	浜玉町大江字大江前208番2地先 浜玉町横田上字金丸874番地先	5

2 認定する市道路線

整理番号	路線名	起終点地名	参考資料番号
1	高尾団地線	呼子町呼子字高尾3479番8地先 鎮西町丸田字副7253番5地先	1
2	東山本十二号線	山本字日出来449番10地先 山本字小森244番8地先	2
3	笹原～中島線	巖木町中島字深町918番1地先 巖木町牧瀬字一ト踊88番12地先	3
4	持安二号線	浜玉町横田上字持安751番3地先 浜玉町横田上字持安752番地先	4
5	大江～横田上線	浜玉町大江字大江前251番1地先 浜玉町横田上字金丸874番1地先	5
6	口ノ坪四号線	久里字口ノ坪514番5地先 久里字口ノ坪514番16地先	6
7	元石町三号線	元石町604番10地先 元石町608番9地先	7
8	元石町四号線	元石町604番10地先 元石町604番8地先	7
9	元石町五号線	元石町604番5地先 元石町607番1地先	7
10	元石町六号線	元石町608番11地先 元石町608番3地先	7
11	原四十六号線	原字三ノ久827番7地先 原字三ノ久830番13地先	8
12	原四十七号線	原字三ノ久830番8地先 原字三ノ久830番7地先	8

1 3	稲浦十二号線	浜玉町横田下字稲浦 9 6 番 1 地先 浜玉町横田下字稲浦 1 0 0 番 1 3 地先	9
1 4	成ツギ一号線	北波多徳須恵字成ツギ 1 3 9 8 番 4 6 地 先 北波多徳須恵字成ツギ 1 3 9 8 番 3 2 地 先	1 0
1 5	成ツギ二号線	北波多徳須恵字成ツギ 1 3 9 8 番 4 5 地 先 北波多徳須恵字成ツギ 1 3 9 8 番 3 2 地 先	1 0

提案理由 道路法第 8 条第 2 項及び第 1 0 条第 3 項の規定により提案するものである。

議案第 6 1 号

市営住宅等の明渡し請求その他調停申立て並びに訴訟の提起及び和解
について

令和 8 年度において、市営住宅等の明渡し請求その他調停申立て並びに訴訟の提起及び和解をすることができるものとする。

令和 8 年 2 月 2 5 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 市営住宅等の適正な財産管理を期するため提案するものである。